

## IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書については、「令和2年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載してください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

### 別表二

#### 「同族会社等の判定に関する明細書」

##### 1 この明細書の用途

連結親法人が法第2条第10号(定義)に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

##### 2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

### 別表五(一)付表

#### 「種類資本金額の計算に関する明細書」

##### 1 この明細書の用途

二以上の種類の株式を発行している連結法人が令第8条第2項(資本金等の額)に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

##### 2 留意点等

この明細書は、連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結法人の法人名を記載します。

### 別表十一(一)

#### 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

##### 1 この明細書の用途

連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第1項又は第5項(貸倒引当金)の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の適用を受ける場合に使用します。

##### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一(一の二)

### 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第2項又は第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)
- (2) 措置法第68条の59(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)又は平成31年改正法附則第71条(中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第68条の59第3項(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六(一)

### 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定額法又は定額法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用))において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。
- (4) 取得等をした減価償却資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、令和2年改正前の措置法第68条の102の2(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を使用します。

(注) 令和2年度税制改正により上記の特例は廃止されましたが、令和2年4月1日前に取得等をした少額減価償却資産については、従前どおりとされています。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあつては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧

定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六(二)

### 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定率法又は定率法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六(一)の1(2)から(4)までと同様です。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、別表十六(一)の1(3)の合計表を添付する場合にあつては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六(六)

### 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書  
法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号(繰延資産の償却限度額)の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- (2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書  
法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第67条第2項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」及び「当期の期

間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六(七)

### 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（措置法第68条の9第8項第6号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人（同項第7号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は措置法第42条の4第8項第9号に規定する農業協同組合等に限ります。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、常時使用する従業員の数が1,000人以下のもの（以下それぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」といいます。）が、その取得等をした少額減価償却資産について令和2年改正前の措置法第68条の102の2（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

（注）令和2年度税制改正により上記の特例は廃止されましたが、令和2年4月1日前に取得等をした少額減価償却資産については、従前どおりとされています。

#### 2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この制度の適用がある少額減価償却資産の取得価額の合計額は、中小連結親法人及びその各中小連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円（その連結親法人の連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これにその連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下同じです。）に達するまでとされています。したがって、連結法人ごとに作成するこの明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額（「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」）は、300万円が限度となりますので御注意ください。
- (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている連結親法人及びその連結親法人との間に連結完全支配関係にある連結子法人については、この制度の適用がありませんので御注意ください（中小連結法人及び適用除外事業者の判定については114ページを参照してください）。

## 別表十六(八)

### 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定により同項の個別損金額を計算する場合において、令第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六(九)

### 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

措置法第68条の41(準備金方式による特別償却)(震災特例法第26条の6第1項前段(連結法人の準備金方式による特別償却))の規定により同法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは平成29年改正法附則第82条第4項(連結法人の減価償却に関する経過措置)に規定する特例被災代替資産等につき同項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 平成28年改正前の措置法第68条の11第6項(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定
- (2) 平成28年改正前の措置法第68条の15の6第6項(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(五)までを記載し、特別償却限度額を計算する必要があります。